

平成30年第17回総会決議の実行に係る重点行動

(一社)建設産業専門団体連合会
令和2年6月11日総会申し合わせ

- 一. **建設キャリアアップシステム（CCUS）に対する経営トップの普及促進への理解**
経営者自らが、CCUSのメリット・デメリットを理解し制度の普及に努め、建設技能労働者の処遇改善を促進させます。
- 二. **CCUS企業IDの取得**
建専連の加盟団体の会員企業全社が、原則、令和2年9月末までに企業IDの取得を完了することを目指します。
- 三. **CCUS個人ID（カード）の取得**
建専連の加盟団体の会員企業が雇用する建設技能労働者全員が、原則、令和2年度末までに個人ID（カード）の取得を完了することを目指します。
- 四. **元請業者へカードリーダーの設置要請**
職人の処遇改善を目的としているCCUSを本格稼働させるためには、建設現場にカードリーダーの設置が無ければ進まないため、元請企業の責務として公共・民間の発注を問わず工事現場にカードリーダーを設置していただくよう要請します。
- 五. **能力評価基準の定まっていない職種への対応**
現行の運用で、CCUS制度の能力評価基準を持っていない職種に対する評価制度の創設を要望します。
- 六. **見積尊重の要請**
雇用している建設技能労働者の給与改善を行えるよう、見積もりの尊重を要請します。当面の間、公共・民間工事を問わず各業種・各地区の「公共工事設計労務単価」を目安に労務費見積を実施し、注文者企業と折衝を行います。公共工事設計労務単価が表示されていない業種については、厚生労働省の平成30年度「賃金構造基本統計調査」を基に算出した日単価と公共工事設計労務費単価との差分（約1割）を、令和元年度の契約実績水準に上乗せした労務費見積により請負金額交渉を実施していきます。